

**新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務
プロポーザル競技実施要領**

令和 8 年 4 月 15 日

1 委託業務の概要

(1) 業務名

新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務

(2) 業務内容

「新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

委託契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

(令和 8 年 9 月 30 日までに次期ネットワーク構想図及び概算見積書を含む中間報告書を県へ提出すること)

2 見積限度額

17,424,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

3 プロポーザルの競技の実施日程

事項	期日
募集公示	令和 8 年 4 月 15 日 (水)
質問受付期限	〃 4 月 22 日 (水)
質問に対する回答	〃 4 月 28 日 (火)
参加申込書提出期限	〃 4 月 30 日 (木)
提案資格の審査・確認結果通知	〃 5 月 8 日 (金)
企画提案書提出期限	〃 5 月 15 日 (金)
プレゼンテーション・審査会	〃 5 月下旬 (予定) ※後日実施日時を参加者へ連絡
審査結果の通知・公表	〃 6 月上旬 (予定)

4 資格要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 法人又は団体であること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者 (会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生

計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。) であること。

- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例（平成 23 年新潟県条例第 23 号）第 2 条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 過去 5 年以内（令和 3 年度から令和 7 年度）に、国または地方公共団体が発注したネットワーク設計または構築業務を受託し、完了した実績を有する者であること。
- (8) 情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 または JIPDEC プライバシーマークを取得していること。

5 質問の受付及び回答

本プロポーザル競技に関し質問がある場合は、以下により質問を行うこと。

(1) 質問の受付

① 質問方法

別紙様式 1「新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務に関する質問書」を電子メールにより送付すること。

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

② 受付期限

令和 8 年 4 月 22 日（水）午後 5 時（必着）

③ 提出先

「13 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

(2) 質問に対する回答

① 回答方法

新潟県ホームページにおいて質問と回答のみを掲載する。

※質問に対する回答は、実施要領及び仕様書の追加または修正として扱う。

② 回答日

令和 8 年 4 月 28 日（火）

6 参加申込及び提案資格の確認結果の通知

本プロポーザル競技に応募する者は、以下により参加申込書を提出するものとする。

(1) 参加申込み

① 提出書類

ア 別紙様式 2「新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務 プロポーザル参加申込書」

イ 県税納税証明書（新潟県に納税義務を有する者。参加申込書提出日から遡って過去 3 か月以内に発行されたものであって、納期が到来した県税について未納がないことを証明したものに限る。）

ウ 別紙様式 3「新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務 同種又は類似業務の実績」

エ 有効な ISO/IEC27001 の認証またはプライバシーマークを取得していることが
確認できる書類

オ 法人等の概要を説明した書面（パンフレット等可）

※ア～オは PDF ファイル形式で提出すること。

② 提出期限

令和 8 年 4 月 30 日（木）午後 5 時（必着）

③ 提出先

「13 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

④ 提出方法

電子メール

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和 8 年 5 月 8 日（金）までに提案資格の確認結果を書面で通知する。

(3) 参加申込辞退書の提出

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、5 月 13 日（水）午後 5 時までに別紙様式 4「新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務 プロポーザル参加申込辞退書」を「13 担当課（問合せ先・提出先）」に提出すること。

7 企画提案書の提出

企画提案書の提出は以下により行うものとする。

(1) 提出書類

① 企画提案書（A 4 版、20 ページ以内、表紙に「新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務企画提案書」及び「事業者名」を標記）

別表の項目について、仕様書を踏まえて提案すること。

② 見積書（任意様式、総額および内訳について作成、代表者名明記）

※①②は PDF ファイル形式で提出すること。

(2) 提出期限

令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時（必着）

(3) 提出先

「13 担当課（問合せ先・提出先）」に同じ

(4) 提出方法

電子メール

※送付後、提出先あてに到着確認の電話を行うこと。

(5) その他

① 提案者は 1 つの提案しか行うことができない。

② 提出期限以後の書類の差替えや再提出は認めない。

8 審査会の実施

本プロポーザルの審査は、新潟県教育情報ネットワークシステム設計業務プロポーザル競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(1) 実施日

令和8年5月下旬予定

※審査会の実施日時は、企画提案書の提出者に別途通知する。

(2) 実施方法

オンライン会議システムを使用して行う。

提案者が審査委員に対し、自己の企画内容について説明した後、審査委員から質疑を行う。時間配分は、企画内容の説明を15分、審査委員による質疑を10分とする。

ただし、審査委員会が、本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で実施する。

9 審査要領

別表の配点に基づき、提出された企画提案書及びプレゼンテーションの結果により審査し、最も優れた提案を行った者（以下、「最優秀提案者」という。）と次点の者を決定する。

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに対して文書で通知する。

11 契約の締結

- ・県は、審査委員会が最優秀提案者と決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。ただし、その者が地方自治法第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合は契約の締結を行わないことがある。
- ・最優秀提案者と協議が整わない場合、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- ・契約の締結に際しては、別紙様式5「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。提出がないときは、契約を締結しない。
- ・契約締結後、提案どおりの業務を実施できなかった場合など、委託業務の実績に応じて委託料の減額を行う場合がある。

12 その他の留意事項等

(1) 参加申込書等の作成及び提出等に要する費用は、提案者が負担する。

(2) 提出のあった書類は、審査以外には無断で使用しない。また、審査の際、必要な範囲において、提案者に通知することなく複製を作成することがある。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

① 本要領に適合しない書類を作成し、提出した者

② 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、又は虚偽の記載をし、これを提出した者

③ 参加資格を満たさなくなった、又は参加資格を満たさないことが判明した者

(4) 契約締結までの間に、県との協議を経て、提案された業務内容に変更が生じる場合がある。

13 担当課（問合せ先・提出先）

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県教育庁総務課 ICT 教育推進係（担当：服部、木内）

TEL: 025-280-5222

E-mail: ngt500010@pref.niigata.lg.jp

別表 企画提案書記載項目

項目	内容	配点
(1) 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者の情報（会社概要等）について記載すること。 ・本業務の実施体制（役割、指揮系統等）について記載すること。 ・プロジェクトマネージャーの保有する資格・業務経験について記載すること。 	20
(2) 提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ・現時点の情報で考えられる、校務用・学習用を統合した次期ネットワークの構成イメージ及び必要となる機器や技術について記載すること。 ・上述のネットワークを設計するに当たり、課題となると考えられる事項及びその調査・解決方法について記載すること ・令和9年度の次期ネットワーク構築において、受注事業者が特定の者に限定されることのないよう、本業務における成果物の汎用性を担保する方法について記載すること。 	50
(3) 作業方針・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における作業工程、実施スケジュール及びその進捗管理方法を記載すること。 ・業務上必要と考える、県との打合せの頻度及び手法（対面またはオンライン等）について記載すること。 	20
(4) 経費・その他追加提案	<ul style="list-style-type: none"> ・見積金額及びその内訳や根拠を記載すること。 ・見積金額の範囲内で追加提案があれば記載すること。 	10
合計		100